

寒川町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第2号

寒川町手数料条例の一部を改正する条例

寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号オ(ウ)中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、同号オ(エ)中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同号オ(オ)中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。